

# 茨城県資源管理指針

【平成23年3月31日策定】

【平成28年3月8日一部変更】

## 第1 茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

### 1. 漁業概観

本県は、本州中央の太平洋側に位置し、湾入部がほとんどない単調な海岸地形であるが、県中央部に流れる那珂川を境に、北は岩礁域、南は砂浜域が広がり、海岸線の総延長は約190kmに及ぶ。

沖合海域は親潮と黒潮が交錯し、沿岸域ではこれらの海流から派生する分枝と沿岸水が混合し、マイワシ、カタクチイワシ、サバ、サンマ、カツオ、シラス、イカナゴ、ツノナシオキアミ等の寒・暖流性魚類の好漁場が形成される。

沿岸海域では、ヒラメ、カレイ、スズキ等の定着性の魚類が、さらに浅海域においては、県中央以北の岩礁域でアワビが、南の砂浜域ではチョウセンハマグリ（鹿島灘はまぐり）、ウバガイ（ホッキガイ）等の貝類が漁獲されている。

近年の本県海面漁業生産は、生産量15～20万トン、生産額120～190億円前後で推移している。漁業種別生産量を見ると本県の基幹漁業である大中型まき網漁業が全体の90%程度を占め、沿岸漁業の主力となる機船船びき網漁業が2～3%程度を占めている。この他、小型機船底びき網漁業、さし網漁業、釣り等の漁業が営まれている。

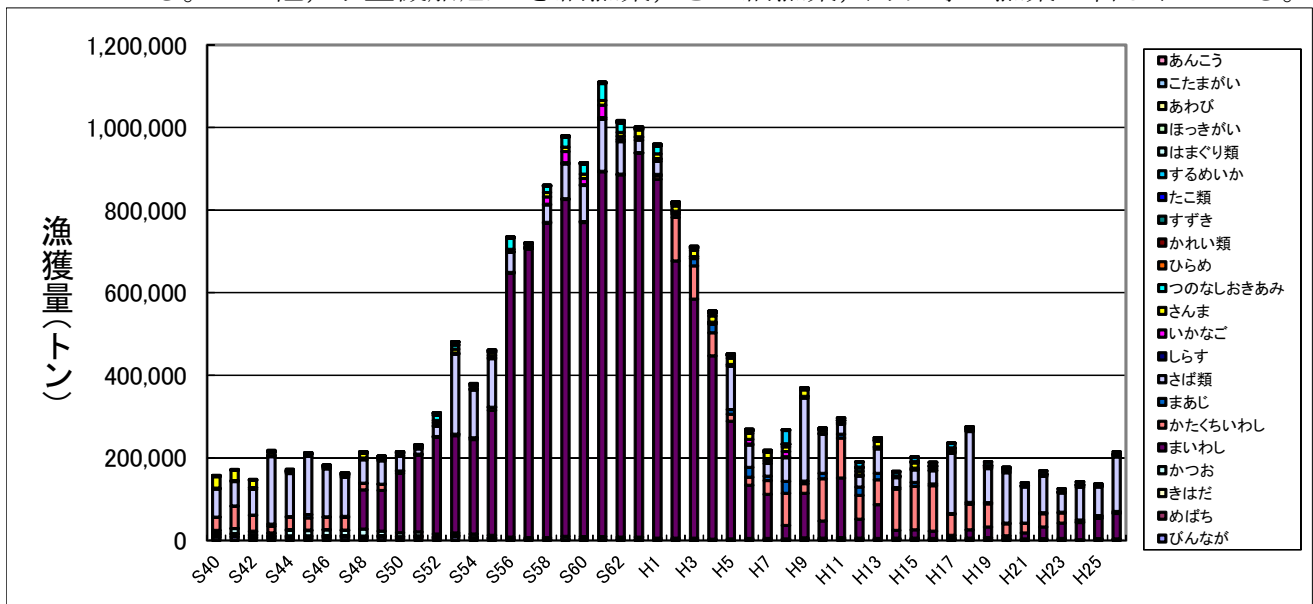


図1 主要魚種の漁獲動向（海面）

一方、県の内部に位置する霞ヶ浦北浦は、琵琶湖に次ぐ国内第2位の面積（220k㎡）を有しており、平均水深は4m、最大水深でも7mと極めて浅い湖である。

本湖は古くから漁業が盛んな湖であり、小型機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうお

ひき網、いさざ・ごろひき網) や さし網, 張網 (定置網), 小割式養殖業などが営まれている。

漁業生産量は, 昭和 53 年に 17,487 トンをピークに減少傾向が続き, 平成 24 年以降は, 600 トンから 900 トン程度で推移している。

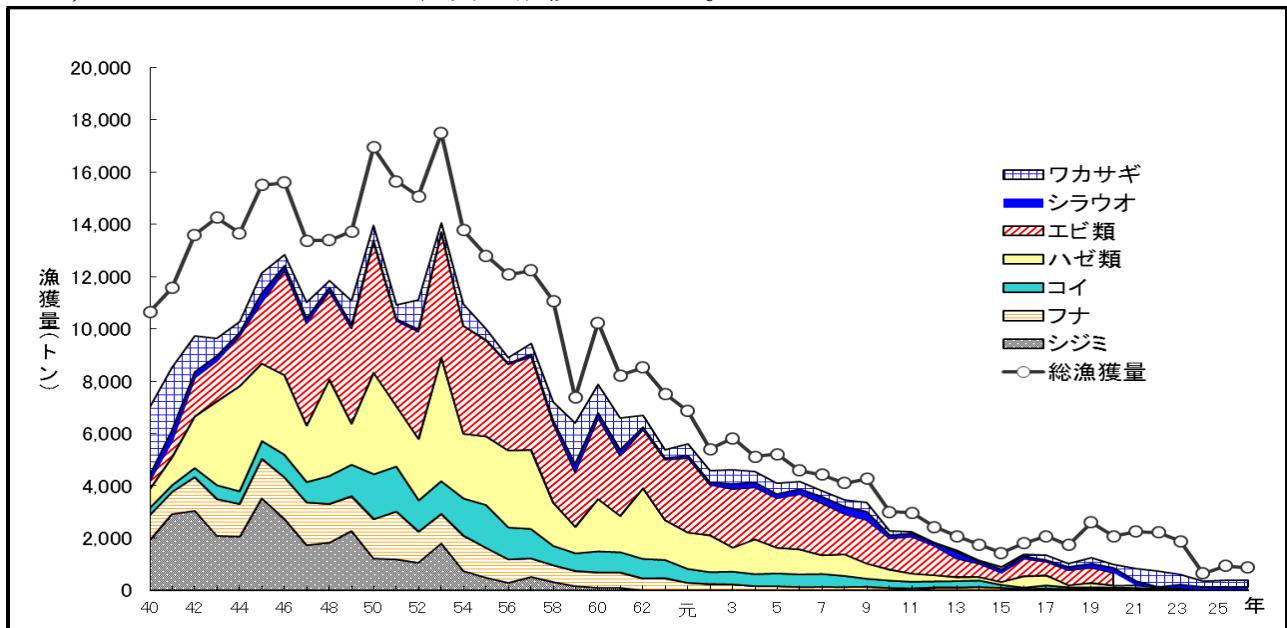


図 2 主要魚種の漁獲動向 (霞ヶ浦・北浦)

## 2. 資源管理の実態

本県の資源管理は, 大洗町・鹿島灘・はさき漁協の 3 漁協が構成する鹿島灘漁業権共有組合連合会において, チョウセンハマグリ (鹿島灘はまぐり), ウバガイ (ホッキガイ) 等の二枚貝を対象に操業の輪番制等による管理や, さし網漁業 (雑魚建網漁業) では操業期間の短縮と漁具の使用制限の管理を実施してきた。

また, 日立地区のさし網漁業では, 投票による出漁の決定や, 漁具の使用制限等の資源管理に取り組まれてきた。

さらに, 茨城県小型船漁業協議会では, 機船船びき網漁業によるイカナゴやシラス等の管理, 茨城県底曳網漁業協議会では漁具の使用制限など, 資源の保護に取り組まれてきた。

昭和 63 年度から開始した資源培養管理推進対策事業では, アワビ等地先資源の資源管理を, 平成 3 年度からは資源管理型漁業推進総合対策事業により, ヒラメ漁獲物の全長制限と保護区域の設定が行われた。

さらに, 平成 8 年から開始された TAC 制度の下では, 国から割り当てられたマイワシ, サバ類, マアジ, スルメイカ, ズワイガニの漁獲量管理を実施しているほか, 平成 13 年からの TAE 制度の下では, 「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画 (平成 15 年 3 月 10 日国公表)」に基づき, 本県小型機船底びき網漁業者はヤナギムシガレイ, キアンコウを対象とした小型魚保護区の資源管理措置を, 県が策定した「霞ヶ浦北浦海区ワカサギ資源回復計画 (平成 18 年 7 月 11 日県公表)」及び「茨城県シライトマキバイ資源回復計画 (平成 20 年 3 月 28 日県公表)」に基づき, ワカサギ親魚確保や幼稚魚混獲防止, ワカサギ人工孵化放流や, シライトマキバイの小型貝再放流の資源管理

に取り組まれてきた。

平成23年度からは、資源管理指針・資源管理計画作成要領に基づき、茨城県資源管理指針や6つの資源管理計画を策定し、ヒラメやイカナゴ、底びき網漁業等を対象に、休漁、漁獲量制限、漁具の規制による漁獲努力量の削減や、種苗放流による資源増大の措置を実施している。

### 3. 資源管理の方向性

本県では、漁業調整規則等で規定されている採捕禁止期間や体長制限等の公的資源管理措置の遵守を徹底するとともに、これまで取り組んでいる、TAC及びTAE管理や資源回復計画に基づく取り組みも含め、本指針に基づき漁業者の自主的な資源管理の取り組みを促進することにより、水産資源の維持・回復を推進する。

なお、本指針における公的管理措置とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則並びに海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すものとするが、公的管理措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって、水産基本計画（平成14年3月閣議決定）に基づく取組の開始された平成14年度以降にこれら公的管理措置に移行したものについては、本指針においては、自主的取組とみなし、取り扱うものとする。

## 第2 水産資源毎の動向及び管理の方向

### 【魚種別資源管理】

#### 1. 二枚貝（チョウセンハマグリ（鹿島灘はまぐり）、ウバガイ（ホッキガイ））

##### （1）資源及び漁獲の状況

二枚貝（チョウセンハマグリ（鹿島灘はまぐり）、ウバガイ（ホッキガイ））は、小型機船底びき網漁業（貝まき漁業）で漁獲されている。

チョウセンハマグリの漁獲量は平成元年以降1千トン台を推移してきたが、漁獲量は漸減し、近年は100トン前後と低迷している。一方、ウバガイについては、数年に一度、資源の新規加入が見られており、近年は50トン前後で推移している。

チョウセンハマグリの資源の増減は、天然貝の新規加入の水準に大きく左右されるが、新規加入は、砂浜域の形状や底質などの海洋環境に大きな影響を受けると考えられており、資源を増加させるための有効策を打ち出せない状況となっている。また、ウバガイ資源も、新規加入の水準によって、大きく増減する。

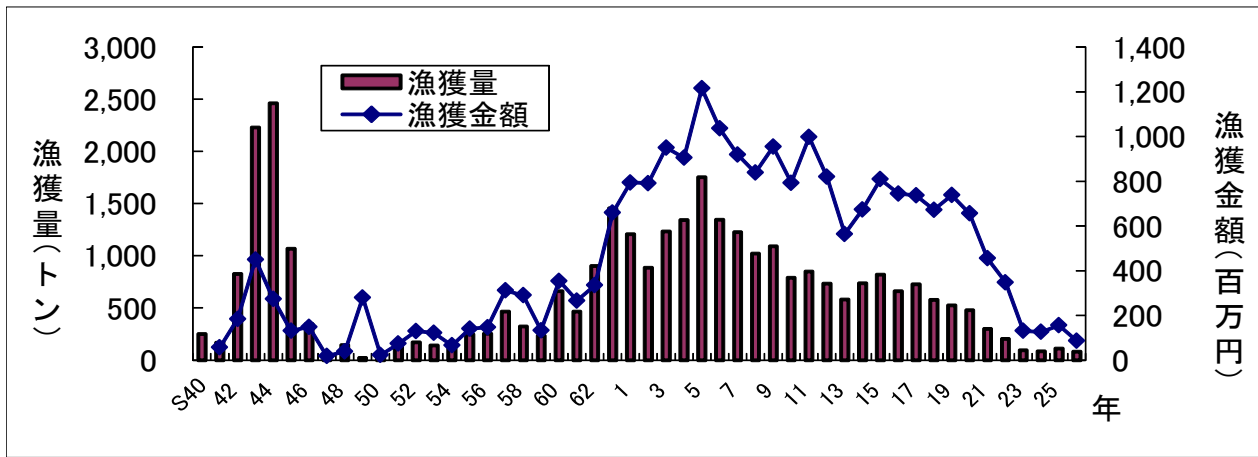


図3 チョウセンハマグリ（鹿島灘はまぐり）の漁獲動向

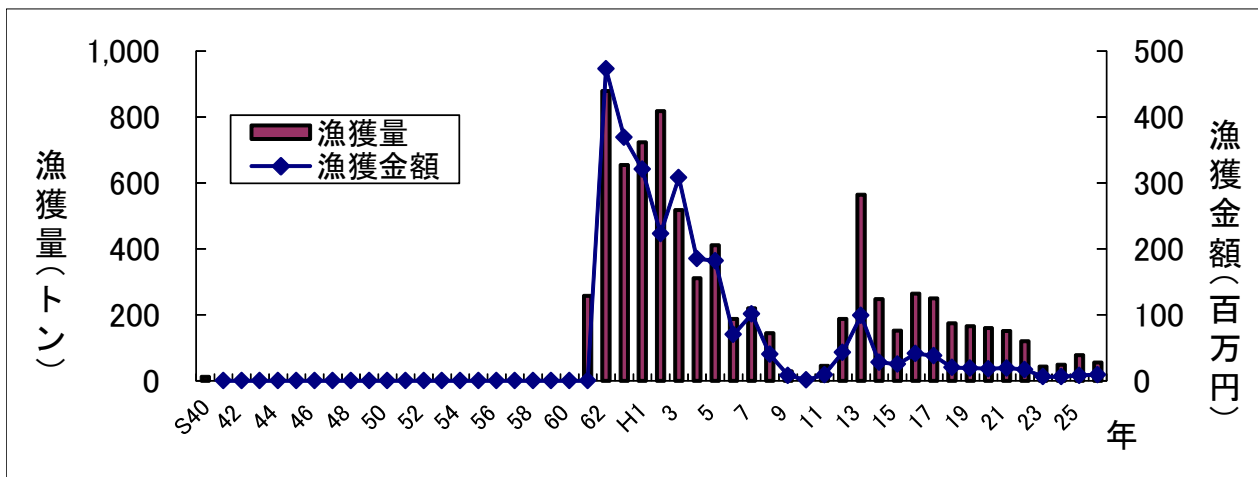


図4 ウバガイ（ホッキガイ）の漁獲動向

(2) 資源管理目標

チョウセンハマグリとウバガイの漁獲量は減少しているが、更なる減少を防ぎ、漁業を継続させるため、現状の漁獲量の維持を目標とする。

(3) 資源管理措置

小型機船底びき網漁業（貝まき漁業）：

現有資源を保護し、漁業を維持、継続するためには、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則を遵守するほか、自主管理措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

また、上記の措置のほか、各漁協毎に設定している自主保護管理区域の措置についても引き続き取り組む必要がある。

2. ヒラメ

(1) 資源及び漁獲の状況

ヒラメは、底びき網漁業、さし網漁業、釣り漁業で漁獲され、近年の漁獲量は概ね300トン以上で推移しており、資源は比較的安定しているものと推測される。

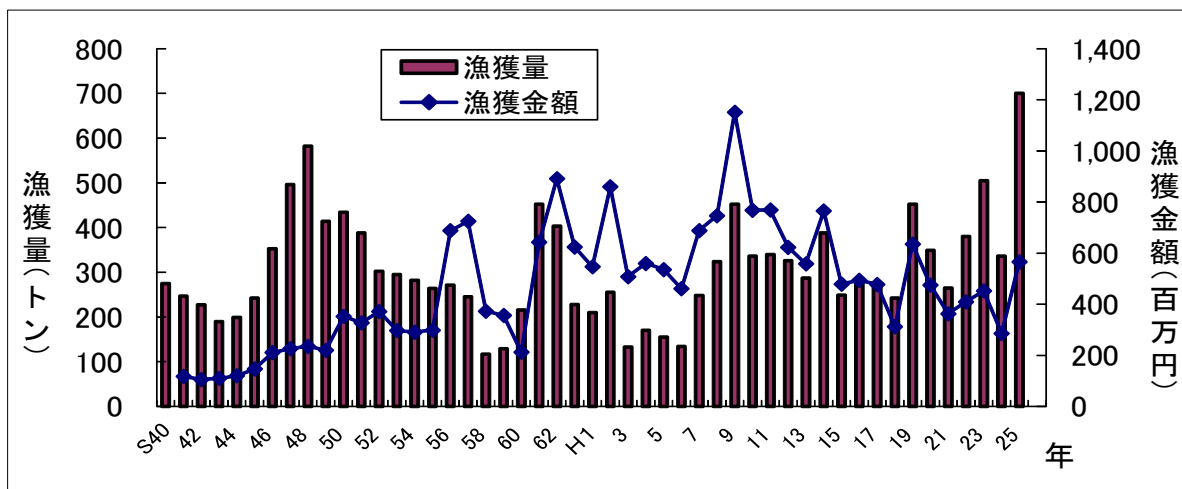


図5 ヒラメの漁獲動向

(2) 資源管理目標

近年のヒラメ漁獲状況は安定しているが、この状態を維持・安定させることを目標とする。

(3) 資源管理措置

さし網漁業（雑魚建網漁業）：

当該漁業においては、漁業調整規則，許可内容，制限又は条件，漁業権行使規則を遵守するほか，自主管理措置として，下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁期間の設定

○種苗放流

また，上記の措置のほか，これまでに使用刺網の反数制限の措置についても引き続き取り組み，資源の維持・安定を図る必要がある。

固定式刺し網漁業（知事許可漁業）：

当該漁業においては、漁業調整規則，許可内容，制限又は条件を遵守するほか，自主管理措置として，下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○操業日数の制限

○種苗放流

また上記の措置のほか，これまでに実施している投票による出漁の決定，使用漁具規制の措置についても引き続き取り組み，資源の維持・安定を図る必要がある。

釣り漁業：

当該漁業においては、漁業調整規則，許可内容，制限又は条件を遵守するほか，自主管理措置として，下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○操業時間の制限

○種苗放流

### 小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）：

当該漁業は、ヒラメ以外にも多様な魚種を漁獲していることから、全ての魚種を対象に包括的な資源管理措置を講ずることとし、資源管理措置については、後述する。

### 定置網漁業：

当該漁業は、ヒラメ以外にも多様な魚種を漁獲していることから、全ての魚種を対象に包括的な資源管理措置を講ずることとし、資源管理措置については、後述する。

## 3. イカナゴ

### (1) 資源及び漁獲の状況

イカナゴは、機船船びき網漁業で漁獲されるが、その変動は大きく平成21年度以降は1,000トン未満で推移し、東日本大震災の福島第一原発事故の影響によって漁獲がない年もある。また、本県海域におけるイカナゴの親魚の資源水準は低水準にあると考えられる。

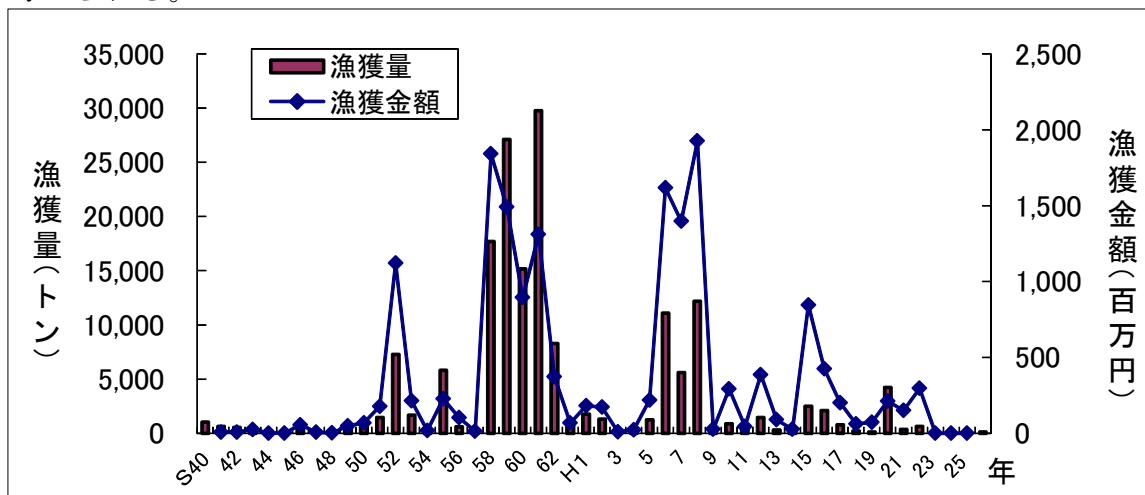


図6 イカナゴの漁獲動向

### (2) 資源管理目標

イカナゴの漁獲量および本県海域の資源は低水準にあることから、この状況を回復させることを目標とする。

### (3) 資源管理措置

#### 機船船びき網漁業：

産卵親魚資源の保護を図るため、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主管理措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

#### ○漁獲量の制限（個人毎の制限）

また、上記の措置のほか、これまで実施している操業時間制限についても引き続き取り組み、本県地先資源の維持・安定を図る必要がある。

## 4. シライトマキバイ

### (1) 資源及び漁獲の状況

シライトマキバイは、小型機船底びき漁業とせん・かご漁業（沖合かご漁業）で漁獲される。漁獲量は平成6年の429トンを経営ピークに減少し、資源水準は低位状態にあるため、「茨城県シライトマキバイ資源回復計画（平成20年3月28日県公表）」を策定したが、以後は、ほぼ横ばい状態である。

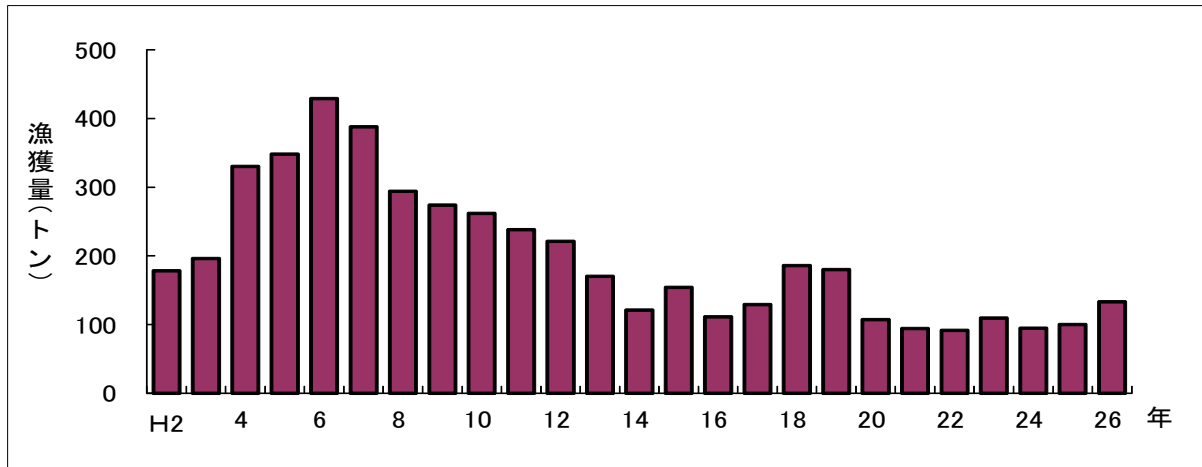


図7 シライトマキバイの漁獲動向

## (2) 資源管理目標

シライトマキバイの漁獲量は低い状況にあることから、漁獲量の回復を目標とする。

## (3) 資源管理措置

### せん・かご漁業（沖合かご漁業）：

当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主管理措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

#### ○漁獲量の制限（個人毎の制限）

また、上記の措置の他、引き続き、シライトマキバイ殻長7 cm 未満再放流（旧茨城県シライトマキバイ資源回復計画）等についても取り組み、資源の回復を図る必要がある。

### 小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）：

当該漁業は、シライトマキバイ以外にも多様な魚種を漁獲していることから、全ての魚種を対象に包括的な資源管理措置を講ずることとし、資源管理措置については、後述する。

## 5. アワビ

### (1) 資源及び漁獲の状況

アワビの漁獲量は、平成4年から6年に15トン未満に落ち込んだが、平成7年の大量種苗放流を開始以降平成23年まで、概ね20トン以上で推移してきた。平成24年以降は、15トン未満に減少している。

平成24年以降の減少は、種苗生産拠点の被災による種苗放流の中断による資源の減少等が理由と考えられる。

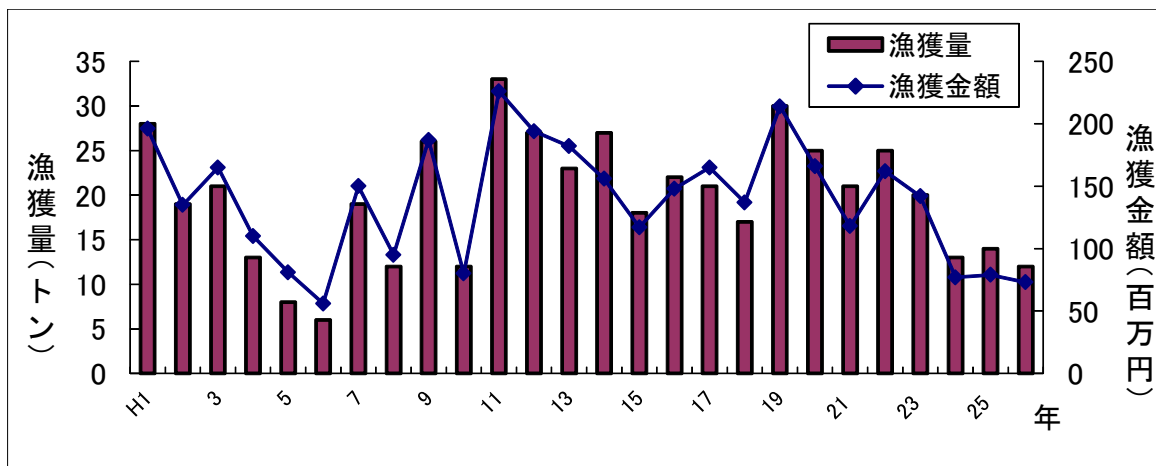


図8 アワビの漁獲動向

### (2) 資源管理目標

アワビの漁獲量は減少していることから、漁獲量の回復を目標とする。

### (3) 資源管理措置

#### 採鮑漁業

当該漁業においては、漁業調整規則を遵守するほか、自主的管理措置として、下記の措置に重点的に取り組む。

- 漁獲量の制限（地区ごと総量の制限）
- 操業時間の制限
- 種苗放流

## 6. ワカサギ

### (1) 資源及び漁獲の状況

ワカサギは、小型機船底びき網漁業、小型定置網漁業で漁獲され、平成10年代には漁獲量が100トンを下回る年もあったが、近年では400トンを上回ることもあり、資源は回復傾向にあるものと推測される。



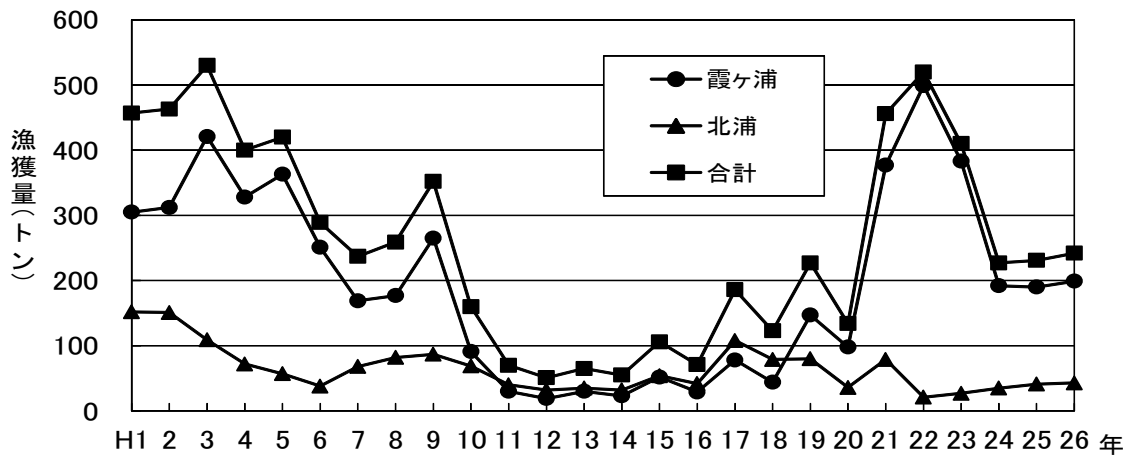


図9 ワカサギの漁獲動向

(2) 資源管理目標

回復傾向にある資源の有効活用を進めながら、現状の漁獲量（H26：242トン）の維持・増大を図ることを目標とする。

(3) 資源管理措置

「霞ヶ浦北浦海区ワカサギ資源回復計画（平成18年7月11日県公表）」において実施していた、小型機船底びき網漁業における漁獲努力量の削減措置や有害魚の駆除の他、水生植物帯造成等による漁場環境保全や種苗放流による資源増殖活動等に引き続き取り組む必要がある。

【漁業種別資源管理】

1 小型機船底びき網漁業（板びき網）

(1) 漁獲の状況

小型機船底びき網漁業は、ヒラメ、カレイ、タコ類、シライトマキバイ等の様々な魚種を対象に操業しており、近年の漁獲量は1,100～1,500トン前後と、比較的安定している。

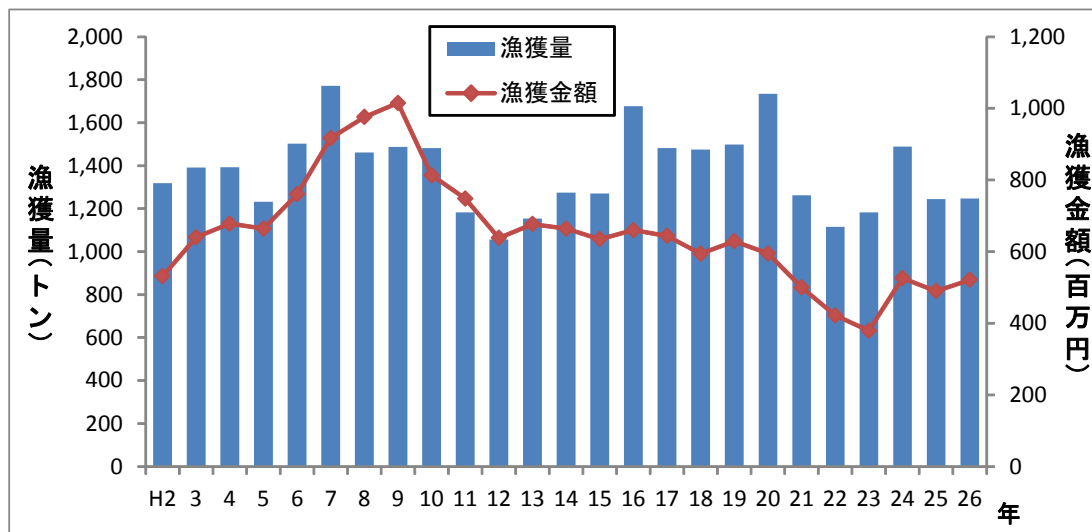


図10 小型機船底びき網漁業の漁獲動向

## (2) 資源管理措置

小型機船底びき網漁業の漁獲量は比較的安定しており、今後もこの状況を維持するためには、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主管理措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○使用漁具の制限（複葉型オッターボードの使用禁止）

○種苗放流

上記で定める資源管理措置の他、シライトマキバイ殻長7cm未満再放流（旧茨城県シライトマキバイ資源回復計画）、本県北部海域の保護区域（旧太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画）等の資源管理についても、従前どおり取り組むことにより、積極的な資源の維持増大に努める必要がある。

## 2 定置網漁業

### (1) 漁獲の状況

定置網漁業は、ヒラメ、マダイ、ブリ、サバ等の様々な魚種を対象に操業しており、その漁獲量は、漁獲の大半を占めるブリ、サバ等の回遊性資源の来遊状況で大きく増減するが、近年は概ね250～500トン前後で推移している。

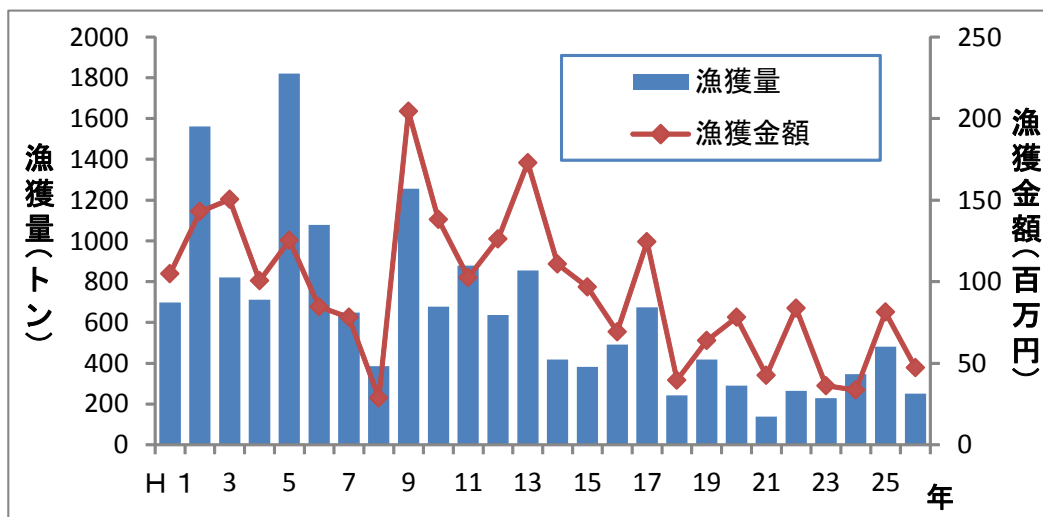


図1-1 定置網漁業の漁獲動向

## (2) 資源管理措置

漁獲量を維持、安定させるため、漁業調整規則を遵守するほか、自主管理措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁期間の設定

○種苗放流

## 第3 その他

### (1) 履行確認について

本資源管理指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行することが必要であ

るため、茨城県資源管理協議会は、別紙に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は、同協議会の行う履行確認に積極的に協力しなければならない。

また、履行確認については漁獲量把握システム（漁獲量トレースシステム）もあわせて活用することとする。

さらに、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の保全にも引き続き取り組む必要がある。

## （２）その他

本指針に記載している資源管理措置以外に、漁業者が自主的に行っている資源管理、種苗放流、漁場環境保全活動等についても、引き続き実施するものとする。

さらに、人工魚礁や付属礁（藻場礁）の漁場整備を展開することで、水産資源の回復・維持に取り組むこととする。

別紙

資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認に当たっては、下記左欄の各資源管理措置ごとに、右欄に掲げる各手段を用いることとし、併せて漁獲量把握システムを活用するものとする。

資源管理措置	履行確認手段
休漁期間の設定	漁協伝票データ 海中より撤去した漁具の写真
休漁日の設定	漁協伝票データ
操業日数の制限	漁協伝票データ
漁獲量の制限	漁協伝票データ，県 TAC システムデータ
操業時間の制限	操業日誌*，立ち会い確認報告*
使用漁具の制限	漁具の写真
種苗放流	種苗放流に要した経費を負担した書類 種苗放流を実施した報告書

※県知事が認めるものに限る